

## 四半期報告書の作成上の留意点（平成 20 年 9 月第 2 四半期提出用）について

財団法人 財務会計基準機構企画部副長 渡部 類

### I はじめに

四半期報告制度は金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 で規定された新しい開示制度で、対象会社は、有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の政令で定めるものとなっている。当該制度は平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されており、すでに、8 月には 4 月から 6 月に係る第 1 四半期報告書が提出されたところである。また、引き続き、11 月には 7 月から 9 月に係る第 2 四半期報告書の提出が予定されていることから、以下、本稿では、この平成 20 年度の第 2 四半期を念頭に置き、四半期連結財務諸表を記載している場合を想定して、第 1 四半期と記載内容が異なる第 2 四半期固有の記載事項及び第 2 四半期において留意すべき事項を中心に解説することとする。

なお、文中、意見にわたる部分は私見であることをあらかじめお断りしておく。

(注) 本稿では原則として平成 20 年 9 月 1 日現在の法令等に基づいて解説を行う。なお、本年は、6 月と 7 月に形式的な府令等の改正、8 月には本年の 4 月から早期適用が認められる新たな会計基準等の適用に伴う府令等の改正が行われている。

#### (凡例)

開示府令・・・・・・・・・・・・・・・・企業内容等の開示に関する内閣府令

開示ガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・企業内容等の開示に関する留意事項

四半期連結財規・・・・・・・・・・・・・・・・四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

四半期連結財規ガイドライン・・・・「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

### II 企業の概況

#### 1. 主要な経営指標等の推移

いわゆる「ハイライト」情報であるが、開示府令第四号の三様式記載上の注意（以下「記載上の注意」という。）(5) により、「当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度」に係る一定の経営指標等を記載することとされている。

その記載順序については、特に様式等では規定されていないが、四半期連結損益計算書の記載順序との整合性を考慮して、具体的には[資料 1]のように、左側に当第 2 四半期連結累計期間（4 月から 9 月まで）、次に当第 2 四半期連結会計期間（7 月から 9 月まで）、一番右側に最近連結会計年度（平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月まで）の順で記載することが適当であると考えられる。

また、記載項目については、原則として、四半期連結累計期間と四半期連結会計期間の両方の欄に記載するが、「記載上の注意」(5) の「ただし書き」以下に規定された特定の項目については記載期間欄が指定され、どちらか一方に記載することとなる。

さらに、四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期連結財務諸表を作成している場合に比べて記載項目が若干異なるので、留意する必要がある。

[資料 1]

【主要な経営指標等の推移】

回 次	第〇〇期 当第 2 四半期 連結累計期間	第〇〇期 当第 2 四半期 連結会計期間	第〇〇期
会 計 期 間	自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 20 年 9 月 30 日	自平成 20 年 7 月 1 日 至平成 20 年 9 月 30 日	自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 20 年 3 月 31 日
売 上 高 (百万円)	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX
経 常 利 益 (百万円)	X, XXX	X, XXX	X, XXX
四半期 (当期) 純利益 (百万円)	X, XXX	X, XXX	X, XXX
純 資 産 額 (百万円)	—	XX, XXX	XX, XXX
総 資 産 額 (百万円)	—	XXX, XXX	XXX, XXX
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	—	XXX. XX	XXX. XX
1 株 当 た り 四 半 期 (当 期) 純 利 益 金 額 (円)	XX. XX	XX. XX	XX. XX
潜在株式調整後 1 株 当 た り 四 半 期 (当 期) 純 利 益 金 額 (円)	XX. XX	XX. XX	XX. XX
自 己 資 本 比 率 (%)	—	XX. X	XX. X
営 業 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー (百万円)	X, XXX	—	X, XXX
投 資 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー (百万円)	△ X, XXX	—	△ X, XXX
財 務 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー (百万円)	XXX	—	XXX
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 四 半 期 末 (期 末) 残 高 (百万円)	—	XX, XXX	XX, XXX
従 業 員 数 (人)	—	X, XXX	X, XXX

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。  
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 従業員の状況

臨時従業員が相当数以上ある場合には、「記載上の注意」(8) bにより、第 2 四半期連結会計期間における平均雇用人員を外書きすることとされているが、この場合の「臨時従業員」の範囲に関しては、特に府令等で規定されているわけではなく、各企業の実態に応じて範囲等を決めて、その内容を注記するとともに、当該範囲等については、継続性を持たせることが適当であると考えられる。

また、従業員の人員に著しい増減があった場合には、「記載上の注意」(8) cにより、事業の種類別セグメントに関連づけて、その事情及び内容を記載することとされているので、留意する必要がある。

III 事業の状況

1. 財政状態及び経営成績の分析

「記載上の注意」(11)により、提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載することとされているが、特に、(a)「事業の種類別セグメント及び所在地別セグメントごとの業績の状況」及び「キャッシュ・フローの状況」について

の記載、(b)「事業上及び財務上の対処すべき課題」における「財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」の記載について留意する必要がある。

まず、「セグメントごとの業績の状況」及び「キャッシュ・フローの状況」の記載については、その開示対象期間は、第2四半期連結会計期間（7月から9月までの3ヶ月間）とされている。ところが四半期連結財規では、セグメント情報は、第2四半期連結会計期間（7月から9月までの3ヶ月間）と第2四半期連結累計期間（4月から9月までの6ヶ月間）の両方の開示が求められており、さらにキャッシュ・フロー計算書は、第2四半期連結累計期間（4月から9月までの6ヶ月間）のみの開示が求められている。

従って、当該項目と経理の状況での記載項目とは開示対象期間が異なってくることになり、留意が必要である。これは、経理の状況の前までの記載事項は開示府令で規定されており、開示府令では、主に「四半期連結会計期間」に係る情報が求められていることによるものと思われる。

次に、「事業上及び財務上の対処すべき課題」における「基本方針」に係る記載については、四半期ごとに重要な変更がない場合であっても、基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第127条各号に掲げる事項を記載することとされている。

#### IV 提出会社の状況

四半期連結財務諸表を記載した場合であっても、「提出会社の状況」においては、当該会社の個別の情報が求められている。

##### 1. 株式等の状況

###### (1) 株式の総数等

「記載上の注意」(13) bにより、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる2以上の種類の株式を発行するときは、「発行済株式」の「種類」欄に、株式の種類を記載し、その種類ごとに株式の具体的内容を欄外に記載することとされている。

###### (2) 大株主の状況

第2四半期では第1四半期と記載内容が大きく異なり、[資料2]のように、「記載上の注意」(17) a、b、cにより、第2四半期会計期間末における「大株主の状況」について、実質主義により10名程度を記載することとされている。これは、有価証券報告書やこれまでの半期報告書の記載と同様である。

[資料2]

【大株主の状況】			
平成20年9月30日現在			
氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
A 電機工業株式会社	東京都千代田区〇〇1丁目5番5号	XX, XXX	XX. XX
株式会社B製鋼所	大阪府大阪市中央区〇〇5丁目15番地	XX, XXX	X. XX
C 生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区〇〇4丁目7番地	XX, XXX	X. XX
D 火災海上保険株式会社	東京都中央区〇〇5丁目3番16号	X, XXX	X. XX
株式会社E興業	東京都新宿区〇〇〇1丁目3番1号	X, XXX	X. XX
F 信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区〇〇5丁目22番地	X, XXX	X. XX
G 信託銀行株式会社	東京都中央区〇〇1丁目2番1号	X, XXX	X. XX
H 商事株式会社	東京都千代田区〇〇1丁目1番3号	X, XXX	X. XX

Iバンク エヌエイ ロンドン (常任代理人〇〇〇〇)	〇〇HOUSE, 〇〇STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND(東京都中央区〇〇2丁目1番1号)	X, XXX	X. XX
〇〇㈱従業員持株会	東京都港区〇〇2丁目3番2号	X, XXX	X. XX
計	—	XXX, XXX	XX. XX

(注) 1. F信託銀行株式会社及びG信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数はF信託銀行株式会社 X, XXX 千株、G信託銀行株式会社 X, XXX 千株である。

2. H商事株式会社が所有している株式については、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有していない。

3. H商事株式会社は、平成20年10月1日に株式会社Hコーポレーションに商号変更されている。

### (3) 議決権の状況

「記載上の注意」(18)aにより、第2四半期会計期間末の「議決権の状況」を記載することとされている。

また、開示ガイドライン24の4の7-6により、四半期会計期間末の「議決権の状況」を記載することができない場合には、直前の基準日に基づく株主名簿による議決権数を記載することができることとされているが、第2四半期の場合には、(株)証券保管振替機構を通じて第2四半期会計期間末の「議決権の状況」を把握することができるため、直前の基準日に基づく記載は想定されないことになる。

### 2. 株価の推移

株価の推移の記載期間は四半期会計期間ではなく、四半期累計期間となることから、第2四半期では4月から9月までの6ヶ月間となる。

### 3. 役員の状況

「記載上の注意」(20)aにより、前期の有価証券報告書の提出日後、この第2四半期報告書の提出日までの役員の異動を記載する、すなわち、累積して記載することとされている。従って、第1四半期に記載した役員の異動については、第2四半期においても記載することとなる。

## V 経理の状況

### 1. 基本的事項（四半期連結財務諸表及び注記事項の開示対象期間）

#### (1) 四半期連結貸借対照表

「記載上の注意」(22)a及び四半期連結財規の様式第四号により、第2四半期連結会計期間に係るものを左側に、前期に係る要約連結貸借対照表を右側に記載する。

#### (2) 四半期連結損益計算書

「記載上の注意」(22)b及び四半期連結財規の様式第五号及び様式第六号により、四半期連結累計期間と四半期連結会計期間に係るものが別の様式で定められていることから、まず最初に、第2四半期連結累計期間に係るものを、次に、第2四半期連結会計期間に係るものを記載する。

#### (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

「記載上の注意」(22)c及び四半期連結財規の様式第七号（直接法）及び様式第八号（間接法）により、第2四半期連結累計期間に係るもののみを記載し、第2四半期連結会計期間に係る記載は不要である。

#### (4) 注記事項

注記事項の開示対象期間については特に規定はないが、第2四半期では、四半期連結財務諸表本表において、第1四半期と異なり、四半期連結累計期間と四半期連結会計期間という異なる期間の開示が求められる。

従って、四半期連結財務諸表に直結して紐がついている注記（例えば、四半期連結貸借対照表に係る注記、四半期連結損益計算書に係る注記等）については、その四半期連結財務諸表の本表での開示対象期間に合わせて記載し、それ以外の注記、すなわち、四半期連結財務諸表に直結していないため、どの四半期連結財務諸表に係る注記か特定できないもの（例えば、継続企業の前提に関するもの、追加情報、株主資本等に関するもの、有価証券に関するもの、ストック・オプション、企業結合等、重要な後発事象、等）については、それぞれの注記事項における様々な形態に応じた記載すべき内容に即して適切に開示対象期間（四半期連結会計期間、四半期連結累計期間等）を定め、その開示期間を表題に掲げることとしている。

## 2. 冒頭記載

「2. 監査証明について」では、第1四半期とは異なり、[資料3]のように、「当第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表について」とされ、四半期連結会計期間と四半期連結累計期間の両方を記載している。これは、四半期レビュー報告書の文言に合わせたものである。

また、第2四半期に監査法人等が交代した場合には、交代の比較対象は直前の四半期、すなわち、第1四半期となり、[資料4]のように、上記の「2. 監査証明について」の文言と同様に、四半期連結会計期間と四半期連結累計期間の両方を記載している。

### [資料3]

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について  
(略)

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、〇〇監査法人による四半期レビューを受けている。

### [資料4]

当社の監査法人は次のとおり交代している。

第△△期第1四半期連結累計期間    〇〇〇〇監査法人

第△△期第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間    監査法人××××

## 3. 流動資産の区分表示（たな卸資産に係るもの）等

本年8月7日付けで内閣府令第50号が公布され、四半期連結財規等が改正されている。改政府令では、主に企業会計基準委員会から新しい企業会計基準等（金融商品会計基準、資産除去債務会計基準、工事契約会計基準等）が公表されたことを踏まえて、所用の改正が行われている。これらは、この第1四半期からすでに早期適用されている場合に該当し、第2四半期以降から早期適用することはできないこと、また、早期適用している会社はそれほど多くはないと思われることから、本稿

では特に解説は省略することとしたい。

ただし、この改正府令の中で、流動資産の区分表示等、特にたな卸資産の区分表示等に関する改正が行われており、当該改正は、平成 21 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の第 1 四半期から原則適用されるが、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の第 1 四半期、第 2 四半期又は第 3 四半期のいずれの四半期からも早期適用することが可能であること（改正府令附則第 7 条第 1 項第 5 号）、改正内容が多くの会社に影響を及ぼすと考えられること等から、以下、たな卸資産の区分表示等の改正の概要について解説を行うこととする。

(1) 改正前四半期連結財規第 35 条第 1 項

改正前の四半期連結財規第 35 条第 1 項では、たな卸資産について、その内訳科目である「商品」「製品」「半製品」「原材料」「仕掛品」の 5 区分の科目で区分掲記することが求められていた。さらにこの場合には、前期の要約連結貸借対照表においても、同様の内訳科目で区分掲記、つまり 5 区分で区分掲記することとなる。

ただし、区分掲記することが求められている流動資産の科目の金額に重要性が乏しい場合、具体的には、資産の総額の 100 分の 1 以下のもので、他の科目と一括して表示することが適当である場合には、適当な科目で一括して掲記することができるが、その場合には、同条第 4 項により、その内訳科目及び金額を注記することとなる。

たな卸資産を例にとると、5 区分の各科目の金額が資産の総額の 100 分の 1 以下で、「その他」の科目や「たな卸資産」の科目等で一括して掲記した場合には、その内訳科目及び金額を注記し、さらに、前期の要約連結貸借対照表の注記においても同様に、その内訳科目及び金額を記載することとなる。

(2) 改正後四半期連結財規第 35 条第 1 項

改正後の四半期連結財規第 35 条第 1 項では、たな卸資産について、「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」の 3 区分の科目で区分掲記することとなり、この場合にも、改正前と同様、前期の要約連結貸借対照表において、同様の 3 区分で区分掲記する。なお、当該区分に関しては、四半期連結財規ガイドライン 35-1-4 が参考となる。

ただし、改正後の四半期連結財規第 35 条第 1 項本文の規定により、本来であれば、たな卸資産について 3 区分で区分掲記すべきところを、同条第 4 項により、「たな卸資産」の科目で一括して掲記することができるが、この場合には、その 3 区分の内訳科目及び金額を注記することとされている。なお、この際には、前期の要約連結貸借対照表の注記においても同様に、その内訳科目及び金額を記載することとなる。

(3) 重要性が乏しい場合の内訳注記の削除

改正前は、前述のとおり、流動資産の科目の金額に重要性が乏しい場合には、適当な科目をもって他の科目と一括して掲記することができ、その場合には、その内訳科目及び金額を注記することとされていたが、改正後では、その内訳科目及び金額を注記することを求める規定が削除され、当該注記は不要となる。従って、たな卸資産においても同様の取扱いとなる。

この重要性が乏しい場合の内訳注記を求める規定を削除した改正は、無形固定資産、流動負債、固定負債においても概ね同様となっているが、これら一連の改正規定はそのすべてについて適用する、すなわち、内訳注記を要しない取扱い及びたな卸資産の区分表示等についての変更は、一体として実施する必要があることに留意が必要である。

4. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更

四半期連結財務諸表においては、当該作成のための基本となる重要な事項については、これを網羅的に記載するのではなく、それを変更した場合に限って記載することとされている。

記載事項は、四半期連結財規第 10 条第 1 項第 1 号（連結の範囲等に関する事項の変更）から第 5

号（四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲の変更）までに規定されているが、連結の範囲等について記載するかどうかは、四半期連結累計期間（4月から9月まで）の範囲で判断することが適当であるとされている。

従って、例えば、「連結の範囲に関する事項の変更」においては、第2四半期連結会計期間（7月から9月まで）においては変更を行っていない場合であっても、第1四半期連結会計期間（4月から6月まで）においてすでに変更を行っている場合には、当該事項について記載が必要となると考えられる。

次に、第2号の開示対象特別目的会社の概要、取引の概要、取引金額等に関する事項の変更については、前述した8月7日付けの改正後の四半期連結財規を原則適用した場合に記載されるものである。当該改正後の規定は、平成20年4月1日以後開始する連結会計年度の第1四半期から原則適用されるが、「ただし書き」により、一定の猶予期間が定められており、平成20年9月30日以前に終了する四半期、すなわち、本年の第1四半期又は第2四半期までは、改正前の四半期連結財規に基づいて記載することができる（改正府令附則第7条第1項第4号）。改正前の規則に基づいて記載すべき事項がある場合には、開示対象特別目的会社の範囲に係る変更等に着目した「追加情報」として注記することとなることに留意する必要がある。なお、当該猶予期間により、改正後の規定は、第1四半期、第2四半期又は第3四半期のいずれの四半期からも適用することが可能となっている。

また、第4号の表示方法の変更については、四半期連結財規ガイドライン10-1-4により、前年同四半期連結財務諸表との比較を行うために必要な事項を記載することとされているが、今回の第2四半期のように、適用初年度で前年同四半期連結財務諸表が掲げられていない場合には、その旨の記載は不要となる。ただし、四半期連結貸借対照表については、翌年度以降も前年同四半期に係るものは掲げられないが、その場合、該当事項があれば、前年同四半期との比較で表示方法の変更の記載を行うことが適当であると考えられる。

## 5. 会計処理の原則及び手続の変更

第2四半期における会計処理の原則及び手続の変更に関する記載については、第1四半期における記載と比べてやや複雑なことから、条文等を追って見ていくこととする。

### (1) 四半期連結財規第10条第1項第3号

四半期連結財規第10条第1項第3号の規定により、当連結会計年度に会計処理の原則及び手続について変更を行った場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が四半期連結累計期間に与えている影響額を記載することとされている。この場合の影響額とは、四半期連結財規ガイドライン10-1-3において、前期又は直前の四半期と同一の会計処理基準を適用した場合における四半期連結累計期間に係る重要な項目への影響額をいうものとされている。

ここで、当該第3号の規定においては、「当連結会計年度に・・・変更を行った場合」とされていることから、第1四半期、第2四半期又は第3四半期のいずれかの四半期で変更を行った場合に該当することになる。例えば、第1四半期に変更を行えば、第1四半期において第1四半期連結累計期間に与えている影響額等を記載することは当然であるが、それ以降引き続き、第2四半期においても第2四半期連結累計期間に与えている影響額等を、さらには第3四半期においても第3四半期連結累計期間に与えている影響額等を記載することとなる。また、第2四半期に変更を行えば、第2四半期において第2四半期連結累計期間に与えている影響額等を記載することは勿論、同様に、それ以降引き続き、第3四半期においても第3四半期連結累計期間に与えている影響額等を記載することとなる。

[資料5]は、第1四半期から変更を行った場合の第2四半期における記載事例である。

[資料 5]

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっていたが、第 1 四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第 9 号 平成 18 年 7 月 5 日) が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定している。</p> <p>これにより、当第 2 四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ〇〇〇百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第 1 四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第 18 号 平成 18 年 5 月 17 日) を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。</p> <p>これにより、当第 2 四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ〇〇〇百万円増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

(第 1 四半期連結会計期間より「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」を早期適用した場合)

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(3) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第 16 号 平成 20 年 3 月 10 日) 及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第 24 号 平成 20 年 3 月 10 日) が平成 22 年 3 月 31 日以前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い、第 1 四半期連結会計期間より当会計基準及び実務対応報告を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。</p> <p>これにより、当第 2 四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ〇〇〇百万円増加している。</p>



(2) 四半期連結財規第 10 条第 2 項

四半期連結財規第 10 条第 2 項の規定により、第 2 四半期以降において自発的に（会計基準等の改正以外の理由により）会計処理の原則及び手続について変更を行った場合には、前項第 3 号に定める事項の記載、すなわち、上記（1）の記載に加え、第 2 四半期以降に変更した理由及び当該変更が直前の四半期連結累計期間に与えている影響額を記載することとされている。この場合の影響額とは、四半期連結財規ガイドライン 10-2 において、直前の四半期連結累計期間に変更後の会計処理の原則及び手続を適用した場合における四半期連結累計期間に係る重要な項目への影響額をいうものとされている。

例えば、第 2 四半期に変更を行えば、上記（1）の第 3 号に係る記載に加えて、連結会計年度の途中である第 2 四半期に変更した理由、第 2 四半期で変更した後の会計処理の原則及び手続を第 1 四半期に遡って適用した場合における第 1 四半期連結累計期間に与える影響額を記載することとなる。

[資料 6]は、第 2 四半期において変更を行った場合の第 2 四半期における記載事例である。[資料 5]との記載事項の相違に留意する必要がある。

[資料 6]

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更</p> <p>有形固定資産</p> <p>当社及び国内連結子会社は、従来、機械装置については主として定額法によっていたが、当第 2 四半期連結会計期間より、主として定率法に変更している。</p> <p>この変更は、.....</p> <p>..... (変更理由は具体的に記載)</p> <p>.....</p> <p>これにより、当第 2 四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ〇〇〇百万円減少している。</p> <p>また、..... (当第 2 四半期に変更した合理的な理由を具体的に記載)</p> <p>.....のため、第 1 四半期連結累計期間は、従来の方法によっている。従って、第 1 四半期連結累計期間は、変更後の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ〇〇〇百万円増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

以上が会計処理の原則及び手続について変更を行った場合の取扱いであるが、[資料 7]は、第 2 四半期以降で自発的に会計処理の原則及び手続を変更した場合の影響額の記載をパターン化したものである。

[資料 7]

<前提>

自発的に会計処理の原則及び手続を変更した時期が次のようなものであったとする。

前期	Q1	Q2	Q3	Q4
A	A	B	B	B
A	A	A	B	B

(注) A、Bは会計処理方法を示す。

Q1、Q2、Q3、Q4は、第1四半期、第2四半期、第3四半期、第4四半期を示す。

<影響額の記載>

ケース1：第2四半期に自発的に重要な会計処理の原則及び手続を変更（A→B）した場合

	会計基準	注記する影響額
当期 (Q2での開示)	第19項(2) 第25項(1)	累計情報(Q1+Q2)をAで行った場合の影響額
	第19項(3) 第25項(2)	Q1をBで行った場合の影響額
当期 (Q3での開示)	第19項(2) 第25項(1)	累計情報(Q1+Q2+Q3)をAで行った場合の影響額
翌期 (Q1での開示)	第19項(4) 第25項(3)	前期Q1をBで行った場合の影響額

ケース2：第3四半期に自発的に重要な会計処理の原則及び手続を変更（A→B）した場合

	会計基準	注記する影響額
当期 (Q3での開示)	第19項(2) 第25項(1)	累計情報(Q1+Q2+Q3)をAで行った場合の影響額
	第19項(3) 第25項(2)	累計情報(Q1+Q2)をBで行った場合の影響額
翌期 (Q1での開示)	第19項(4) 第25項(3)	前期Q1をBで行った場合の影響額
翌期 (Q2での開示)	第19項(4) 第25項(3)	前期Q2をBで行った場合の影響額 かつ、累計情報(前期Q1+前期Q2)をBで行った場合の影響額

(注) 影響額の記載については、適時に正確な金額を算定することができない場合には、資本連結をやり直さないなど、適当な方法による概算額を記載することができる。

また、影響額を算定することが実務上困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる（「四半期財務諸表に関する会計基準」第19項(3)及び(4)、第25項(2)及び(3)、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第33項から第35項参照）。

## 6. 株主資本等関係

四半期連結財規第 88 条から第 92 条により、第 2 四半期連結会計期間末における注記及び第 2 四半期連結累計期間における注記（配当に関する注記）が規定されているが、このうち、配当に関しては、第 91 条第 1 号により第 2 四半期連結累計期間に行われたものについて記載し、同条第 3 号により基準日が第 2 四半期連結累計期間に属するもので、効力発生日が第 2 四半期連結会計期間の末日後、すなわち、10 月 1 日以後のものについて記載することとなる。

## 7. セグメント情報

セグメント情報は、四半期連結財規の様式第一号、様式第二号及び様式第三号に基づき記載することとされており、記載順序については、第 2 四半期連結会計期間及び第 2 四半期連結累計期間の順序とされている。これは四半期連結損益計算書や主要な経営指標等の推移の記載順序とは逆になっており、留意する必要がある。

また、会計処理の原則及び手続について変更を行った場合で、当該変更がセグメント情報に重要な影響を与えているときには、四半期連結累計期間に係るセグメント情報に与えている影響額を注記することが適当であるとされている[資料 8]。さらに、記載対象セグメント又は営業費用の配分方法を変更した場合には、様式第一号及び様式第二号「記載上の注意」10 の規定により、その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与えている影響額を記載することとされているが、この場合においても、同様に、四半期連結累計期間に係るセグメント情報に与えている影響額を注記することが適当であるとされている[資料 9]。

### [資料 8]

(会計処理の方法を変更し、事業の種類別セグメントに重要な影響を与えている場合)

#### (注) 会計処理の方法の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第 1 四半期連結会計期間より、当社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法を、定額法から定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法）に変更している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比較して、当第 2 四半期連結累計期間の営業利益は、〇〇事業が XX 百万円、△△事業が XX 百万円、その他の事業が XX 百万円減少している。

(会計処理の方法を変更し、所在地別セグメントに重要な影響を与えている場合)

#### (注) 会計処理の方法の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第 1 四半期連結会計期間より、当社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法を、定額法から定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法）に変更している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比較して、当第 2 四半期連結累計期間の営業利益は、日本が XX 百万円減少している。

## [資料 9]

### (事業区分の方法の変更)

事業区分の変更については、従来、事業の種類・性質の類似性等の観点に基づき3区分としていたが、第1四半期連結会計期間より〇〇業を営む〇〇株を新たに連結の範囲に含めたことを契機として、従来「△△事業」に含めて表示していた〇〇事業について、将来的に成長が見込まれると判断したことから、〇〇事業を△△事業から分離することとした。また、これに伴い、従来「その他の事業」の区分に属していた××販売等の事業は〇〇株の〇〇業に付随して行われることが多いことから、第1四半期連結会計期間より、××販売等の事業を「その他の事業」から「〇〇事業」に変更している。

この結果、従来の方法に比較して、当第2四半期連結累計期間の売上高は、〇〇事業がXXX百万円（うち外部顧客に対する売上高はXX百万円）増加し、△△事業がXXX百万円（うち外部顧客に対する売上高はXX百万円）、その他の事業がXX百万円（うち外部顧客に対する売上高はXX百万円）、それぞれ減少している。また、営業利益は、〇〇事業がXX百万円増加し、△△事業がXX百万円、その他の事業がXX百万円、それぞれ減少している。

## 8. その他

「記載上の注意」(26) cにより、第2四半期連結会計期間及び当該期間終了後第2四半期報告書提出日までの間に、配当について取締役会の決議があったときは、一定の事項を注記することとされている。ここで、「取締役会の決議があったとき」と規定されていることから、中間配当を取締役会で決議した場合のほか、いわゆる期末の配当についても定款の定めに基づき取締役会で決議しているような場合も記載対象になることに留意する必要がある。

## VI 確認書

「最高財務責任者」については法令等で定められたものではなく、開示府令第四号の二様式記載上の注意(4)及び開示ガイドライン24の4の2に基づいて、各企業が適切に判断して記載することとされている。